

令和7年（行コ）第195号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控 訴 人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 控 訴 人 国（処分行政庁 警察庁長官）

## 差戻審控訴人第1準備書面

2025年（令和7年）11月10日

東京高等裁判所第4民事部ニ係 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 升 味 佐 江 子

同 古 本 晴 英

同 秋 山 淳

同 井 桁 大 介

同 高 橋 涼 子

同 三 宅 千 晶



本準備書面は、被控訴人の差戻控訴審被控訴人準備書面（1）（以下、本書面では単に「準備書面（1）」という。）における主張に対し、「名称」欄の情報単位に関して反論するものである。

## 第1 「名称」欄についても、上告審令和7年6月3日判決に従った変更決定がなされるべきであった

### 1 「名称」欄全体は令和7年変更決定においても不開示とされたこと

警察庁長官は、令和7年変更決定において、本件文書の一部の文書の「備考」欄の一部を新たに開示したが（乙第32号証の1ないし96）、「名称」欄については、いずれも不開示を維持した（準備書面（1）10頁）。

### 2 上告審令和7年6月3日判決の射程は「名称」欄にも及ぶこと

しかしながら、「合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべき」（上告審判決5頁）という上告審の判示の射程は、「名称」欄にも及ぶのであり、令和7年変更決定はなお違法がある。

まず、上告審判決は、「行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということとはできない」として、表の欄を全て一体として不開示とする判断を否定している（上告審判決5頁）。

また、林道治晴裁判官らの補足意見も、一部不開示とする範囲について、「対象文書の体裁や行政文書としての性質等に加え、不開示情報を定めた情報公開法5条各号の趣旨や不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容に照らして、被告による区切り方の合理性を客観的に検証していく」と述べ（上告審判決8頁）、宇賀克也裁判官の意見でも、「合理的に区切られた範囲」を明示したヴォーンインデックスの作成においては、「欄や小項目単位ではなく、「おそれ」のある部分を具体的に特定して（○頁の△行目の◇文字目から□文字目まで等）行う必要がある」と述べられている（上告審判決20頁）。

このように、「名称」欄についても、当然に欄全体を一体として不開示とすることは許されず、被控訴人による不開示の範囲が「合理的に区切られた範囲」に限定されているか否かを、審理判断する必要がある。

第2 「名称」欄には複数の情報の記載があると考えられるから、「名称」欄全体として「合理的に区切られた範囲」であるとは判断できないこと

### 1 被控訴人の主張

被控訴人は、「保有個人情報管理簿の「名称」欄（別件開示文書が存在するもの）には、当該保有個人情報管理簿の名称のみが記載されているところ、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄には、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期が容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報が明らかとなる情報も記載されている」と主張する（準備書面（1）15頁。下線は控訴人による。）。

すなわち、本件文書48ないし53及び55ないし66には、「保有開始の年月日」欄の情報が明らかとなる情報」（以下「本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」という。）と、それ以外の情報が記載されているというのである。

本件文書48ないし53及び55ないし66に記載されている本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報以外の情報の具体的な内容については、以下、これまでの被控訴人の主張等を踏まえて、詳述する。

### 2 本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄に記載されている情報の種類

（1）本件文書48ないし53及び55ないし66に限らず、「名称」欄には、複数の情報が記載されていると合理的に推測できること

#### ア 差戻前第一審被控訴人準備書面（3）9頁

被控訴人は、差戻前第一審被控訴人準備書面（3）9頁において、「名称」欄には下記の記載があると主張していた。なお、被控訴人は差戻審でもかかる主張を維持している（準備書面（1）15頁）。

記

「名称」欄には、警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報が記載されており、名称に特定の事件、犯罪名が付されているものや、対象者が記載されているものもある。

また、「名称」欄の情報から、どの所属及び係が当該保有個人情報管理簿に係る個人情報ファイルを保有・管理しているかも容易に推測することができ、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も明らかとなる。さらに、「名称」欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期までも容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報も明らかとなる。

#### イ 差戻前第一審被控訴人準備書面（５）別添２

さらに被控訴人は、裁判所から釈明を求められ、差戻前第一審被控訴人準備書面（５）別添２において、本書面別紙「差戻前第一審準備書面（５）別添２」列記載のとおり回答した。

これにより、「名称」欄には、①特定の事件、犯罪名が付されているもの、又は、対象者が記載されているものと、②①が含まれていないものに分類されることとなった。

#### ウ 差戻前第一審被控訴人準備書面（６）２頁

もともと被控訴人は、その後差戻前第一審被控訴人準備書面（６）２頁において、差戻前第一審被控訴人準備書面（５）「別添２の「名称」欄で①に振り分けられている文書の中に、上記と同様の理由による不開示情報が併せて含まれているものがあることを付言しておく」としている。ここでいう「上記と同様の理由」とは、差戻前第一審被控訴人準備書面（６）２頁によると、

「国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期を容易に推測することができ、「保有開始の

年月日」欄の情報も明らかとなるもの」(差戻前第一審被控訴人準備書面(3)第1の2(1)(9ないし11頁参照))を指している。

#### エ 差戻前控訴審答弁書18頁

さらに、被控訴人は、差戻前控訴審答弁書18頁においても、「「名称」欄には、警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報が記載されて(いる)」(=本件収集情報の種類に関する情報が記載されている)と主張していた。

#### オ 準備書面(1)4、5頁

被控訴人は、本件文書48ないし53及び55ないし66に対応する別件各一部開示文書の各「名称」欄には、本件開示決定から別件開示決定までの間に「被疑者DNA型情報ファイル」「遺留DNA型情報ファイル」「変死者等DNA型情報ファイル」等の「部分」が一部加筆されていると主張する(準備書面(1)4、5頁)。

すなわち、被控訴人は、別件各一部開示文書の各「名称」欄で開示されている文字列が一体として本件開示決定以降に加筆されたもので、同一の文字列は不開示部分に含まれないという。しかし、これら別件開示文書で開示された文字列の一部、例えば、本件文書48に加筆された「被疑者DNA型情報ファイル」という文字列の一部である「被疑者DNA型」あるいは「DNA型」という文言が不開示部分にも記載されている可能性は否定していない。

### (2) 本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄に記載されている情報

#### ア 「名称」欄に記載されている情報の種類

##### (ア) 6種類の情報

以上の被控訴人の主張を踏まえると、「名称」欄には、下記の6種類の情報が記載されていることがわかる。

記

- A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報
- B 「犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報」（以下「**本件収集情報の種類に関する情報**」という。）
- Cの1 「名称に特定の事件」「が付されているもの」（以下「**本件特定事件情報**」という。）
- Cの2 「名称に」「犯罪名が付されているもの」（以下「**本件犯罪名情報**」という。）
- Cの3 「名称に」「対象者が記載されているもの」（以下「**本件対象者情報**」という。）
- D 「どの所属及び係が当該保有個人情報管理簿に係る個人情報ファイルを保有・管理しているかも容易に推測することができ、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も明らかとなる」情報（以下「**本件利用に供される事務をつかさどる係の名称推知情報**」という。）

(イ) A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報について

「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」とは、情報それ自体では不開示事由を有しないが、「名称」欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することによって、当該個人情報ファイルの保有開始時期までも容易に推測できると被控訴人が主張する情報であるが、どのような情報や推測可能性を想定しているのか明らかではなく、かかる主張が不合理であることについては、別途主張する予定である。

(ウ) B 本件収集情報の種類に関する情報について

「B 本件収集情報の種類に関する情報」の具体的な内容は、「DNA型」「行方不明者」「押なつ指紋」「遺留指紋」「指紋画像」「押なつ掌紋」「遺留掌紋」「掌紋画像」「処分結果」「氏名」「写真」やこれに類する情報である。

このことは、被控訴人自身が、「名称」欄に「DNA型」「行方不明者」「押なつ指紋」「遺留指紋」「指紋画像」「押なつ掌紋」「遺留掌紋」「掌紋画

像」「処分結果」「氏名」「写真」といった情報が記載されていると認めており（準備書面（1）5頁）、控訴人が「DNA型」「指紋」「掌紋」「氏名」「写真」といった情報を特定して別件開示請求を行ったところ（甲7号証）、警察庁が「DNA型」等の情報に基づいてファイル簿を特定して別件開示文書が開示されていること（甲12の1～18号証）から明らかである。そして、以下の点から「B 本件収集情報の種類に関する情報」は、全てのファイル簿に記載されていると考えるのが相当である。

① 本件ファイル簿の性格

本件開示請求に係る本件各文書（ファイル簿）は、「警察庁における個人情報等の管理に関する訓令（平成17年3月25日付け警察庁訓令第2号。平成30年1月30日付けの一部改正により、現在は、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令に名称変更されている。）の規定に基づき、警察庁の各課において、当該課の保有する個人情報ファイルごとに作成し、保管しているものである」（差戻前第一審被控訴人答弁書29頁）。

② 本件ファイル簿の目的

本件各文書は、「保有個人情報の適切な管理のため必要と認める」場合（警察庁における個人情報の管理に関する訓令13条1項）に作成されるものである。すなわち、本件各文書の作成目的は、保有個人情報を適切に管理するためであると解される。そうすると、かかる目的を達成するためには、本件各文書（ファイル）が、いかなる分類の情報をまとめたものであるのかが一見してわかるようにしておく必要がある。そうでなければ、ファイルを検索して情報を参照する際に、検索の手がかりがないということになりかねない。

③ 「行政文書の管理に関するガイドライン」の規定

本件各文書は行政文書であるから、その管理については、公文書等の管理に関する法律の目的を実現するため、内閣総理大臣が決定した「行

政文書の管理に関するガイドライン」が参照されることとなる。当該「ガイドライン」によると、「行政文書ファイル管理簿」とは、〇〇省における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。」

（甲45「行政文書の管理に関するガイドライン」3頁）とされ、当該ファイル簿により管理されている「行政文書ファイル等」とは、〇〇省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの」であって、「行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。」とされている（同11頁）。

#### ④ 「検索の手段」「適切な分類」を求める留意事項

行政文書の「分類・名称」の付し方については、同ガイドラインにおいて留意事項が存在する。「①行政文書を適切に分類することは、必要な文書を迅速に取り出し、事務効率を高めるために重要である。すなわち、検索の手段として行政文書を分類することは、職員の思考の整理と事務の整理に資する。適正な分類なくして、事務の効率化や情報の活用を図ることはできず、最適な意思決定は望めない。このように、行政文書の分類は、事務執行管理の中心に位置付けられるものであり、全職員がこれらの意義を踏まえ、適切に分類に取り組む必要がある。このように行政文書の分類を適切に行うことは、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされることにも資する。」と記載されている（同12、13頁）。これらの点に照らせば、被控訴人が、「警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのか

が分かる情報（＝「B 本件収集情報の種類に関する情報」）」と主張するものは、「行政文書の管理に関するガイドライン」において示されている「検索の手段としての分類」であると解されるから、行政文書ファイルの帳簿である本件各文書の「名称」欄にも、一般的に、「検索の手段」としての分類が記載されており、本件文書の「名称」欄の全てに、少なくとも「B 本件収集情報の種類に関する情報」（「DNA型」「指紋」「掌紋」「氏名」に限らない）が記載されていると推測するのが合理的である。

#### イ 本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄に記載されている情報の種類

これまで被控訴人は、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、Cの1ないしCの3の各情報（特定の事件、犯罪名が付されているもの、又は、対象者）は記載されていないと主張していた。また、「D 本件利用に供される事務をつかさどる系の名称推知情報」が含まれているとの主張はしていない。そのため、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、「Cの1 本件特定事件情報」「Cの2 本件犯罪名情報」「Cの3 本件対象者情報」及び「D 本件利用に供される事務をつかさどる系の名称推知情報」は含まれていないこととなる。

他方、被控訴人は、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」が含まれると主張しており、さらに上述したとおり、「名称」欄には少なくとも「B 本件収集情報の種類に関する情報」は含まれている。

したがって、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄（別件開示文書が存在するもの）に記載されている情報は、「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」と「B 本件収集情報の種類に関する情報」の2種類である。

### 3 「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」及び「B 本件収集情報の種類に関する情報」は区分可能であること

「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」と「B 本件収集情報の種類に関する情報」とは、その内容も性質も異なるのであるから、容易に区分可能である。このことは、被控訴人が、「B 本件収集情報の種類に関する情報」が含まれる「被疑者 DNA 型情報ファイル」「遺留 DNA 型情報ファイル」「変死者等 DNA 型情報ファイル」等の「部分」を開示していたことから明らかである。

したがって、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄に記載された情報は、少なくとも「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」と「B 本件収集情報の種類に関する情報」に合理的に区切ることが可能であるから、被控訴人は、これら複数の情報を区分した上で、それぞれの情報の不開示事由該当性を明らかにする義務を負う。

### 第3 結語

以上のように、被控訴人は、上告審判決に従い、上記の6つの情報を区分しそれぞれについて判断した上で、変更決定を行わねばならなかったところ、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄（別件開示文書が存在するもの）について一括して従前の不開示決定を維持している。

しかし、上告審判決の法廷意見及び補足意見を敷衍すれば、裁判所は、「名称」欄に複数の情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されていると認められる範囲と記録されているとは認められない範囲とに更に区分できると判断した場合には、前者と後者とを区分した上で、前者について取消請求を棄却し、後者について取消請求を認容すべきであり、「名称」欄に不開示情報が記録されていると認められるが、不開示情報に該当しない情報も含まれていると認められ、かつ、両者を特定して区分することができるとはいえない場合には、原則公開という情報公開法の趣旨にも照らし、当該範囲に不開示情報が記録されているとの被控訴人の主張立証が成功していないとして、当該範囲の全体につき取消請

求を認容するのが相当というべきである。

したがって、裁判所にあつては、被控訴人に対し、「名称」欄について、さらに情報の区分をするよう釈明されるとともに、応じられない場合には、当該「名称」欄にかかるいずれの決定も取り消されるよう求める。

以 上

文書番号	別件の証拠番号	名称			差戻前一审準備書面(5)・別添2 における被控訴人の回答		別件開示文書において一部加筆されたと主張する情報
		別件請求における開示	判決による開示	変更決定による開示	①	②	
1		—	×	×	○		
2		—	×	×	○		
3		—	×	×	○		
4		—	×	×	○		
5		—	×	×	○		
6		—	×	×	○		
7		—	×	×	○		
8		—	×	×	○		
9		—	×	×	○		
10		—	×	×	○		
11		—	×	×	○		
12		—	×	×	○		
13		—	×	×	○		
14		×	×	×		○	
15		×	×	×		○	
16		—	×	×	○		
17		—	×	×	○		
18		—	×	×	○		
19		—	×	×	○		
20		—	×	×	○		
21		—	×	×	○		
22		—	×	×	○		
23		—	×	×	○		
24		—	×	×	○		
25		—	×	×		○	
26		—	×	×		○	
27		—	×	×		○	
28		—	×	×		○	
29		—	×	×		○	
30		—	×	×		○	
31		—	×	×		○	
32		—	×	×		○	
33		—	×	×		○	
34		—	×	×		○	
35		—	×	×		○	
36		×	×	×		○	
37		×	×	×		○	
38		—	×	×		○	
39		—	×	×		○	

40		—	×	×		○	
41		—	×	×		○	
42		—	×	×		○	
43		—	×	×		○	
44		—	×	×		○	
45		—	×	×		○	
46		—	×	×		○	
47		—	×	×	○		
48	甲12-18	△	×	×		○	「被疑者DNA型情報ファイル」
49	甲12-1	△	×	×		○	「遺留DNA型情報ファイル」
50	甲12-2	△	×	×		○	「変死者等DNA型情報ファイル」
51	甲12-3	△	×	×		○	「行方不明者情報ファイル」
52	甲12-4	△	×	×		○	「特異行方不明者等DNA型情報ファイル」
53	甲12-5	△	×	×		○	「照合用押なつ指紋Aファイル」
54		—	×	×		○	
55	甲12-6	△	×	×		○	「照合用押なつ指紋Bファイル」
56	甲12-7	△	×	×		○	「照合用遺留指紋ファイル」
57	甲12-8	△	×	×		○	「指紋画像ファイル」
58	甲12-9	△	×	×		○	「照合用押なつ掌紋ファイル」
59	甲12-13	△	×	×		○	「照合用遺留掌紋ファイル」
60	甲12-10	△	×	×		○	「掌紋画像ファイル」
61	甲12-11	△	×	×		○	「指掌紋情報管理マスタファイル」
62	甲12-12	△	×	×		○	「処分結果資料」
63	甲12-14	△	×	×		○	「指紋資料」
64	甲12-15	△	×	×		○	「掌紋資料」
65	甲12-16	△	×	×		○	「氏名索引小票」
66	甲12-17	△	×	×		○	「被疑者写真ファイル」
67		×	×	×		○	
68		×	×	×		○	
69		—	×	×		○	
70		—	×	×		○	
71		—	×	×		○	
72		—	×	×		○	
73		—	×	×		○	
74		×	×	×		○	
75		×	×	×		○	
76		—	×	×		○	
77		×	×	×		○	
78		×	×	×		○	
79		×	×	×		○	
80		×	×	×		○	
81		—	○	○		○	

82	—	×	×		○	
83	—	×	×		○	
84	—	×	×		○	
85	—	○	○		○	
86	—	○	○		○	
87	—	○	○		○	
88	—	○	○		○	
89	—	○	○		○	
90	—	○	○		○	
91	—	○	○		○	
92	—	○	○		○	
93	—	○	○		○	
94	—	○	○		○	
95	—	○	○		○	
96	—	○	○		○	
97	—	○	○		○	
98	—	○	○		○	
99	—	○	○		○	
100	—	○	○		○	
101	—	×	×		○	
102	—	×	×		○	
103	—	×	×		○	
104	—	×	×		○	
105	—	×	×		○	
106	—	×	×		○	
107	—	×	×		○	
108	—	×	×		○	
109	—	×	×		○	
110	—	×	×		○	
111	—	×	×		○	
112	—	×	×		○	
113	—	×	×		○	
114	—	○	○		○	
115	—	○	○		○	
116	—	○	○		○	
117	—	○	○		○	
118	—	○	○		○	
119	—	○	○		○	
120	—	○	○		○	
121	—	×	×	○		
122	—	×	×		○	